平成２９年（フ）第３号
北海道白糠郡白糠町東１条北７丁目３番地
日の出３Ｆ39―３
債務者　櫻井　恵子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２６５号
愛知県江南市飛高町本町97番地　ファミーユ飛高302号
債務者　福浦　幸代
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３３２号
愛知県犬山市上野新町377番地　レオパレスカイルーム302
債務者　宮野　　幸
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３７２号
奈良市帝塚山１丁目１番33―307号
債務者　中西　芳美
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３９１号
奈良県生駒市西松ヶ丘23番38号
債務者　馬場　利江
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１３３号
長崎県諫早市高来町町名94番地
債務者　久保田恵美
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
長崎県大村市武部町47番地21　マギーハウス106
債務者　雪竹　俊裕
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第２号
長崎県諫早市永昌東町18番25―502号　ハイツアゼリア
債務者　山形　清美
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３８８号
岐阜県羽島郡岐南町野中７丁目112番地　（雇用促進住宅　Ⅱ棟　206号室）
債務者　大薗　真美
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１２５号
香川県善通寺市大麻町814番地１　ヴェルテソレーユＡ202
債務者　久保　貴史
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後２時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第７号
香川県善通寺市生野町1856番地１　アマクニハイツ203号
債務者　樫原　輝実
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後１時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第３７２号
山梨県笛吹市八代町永井1293番地
債務者　樋川カツヨ
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９５７号
名古屋市昭和区鶴舞２丁目17番４号　キャステールつるまい102号
債務者　豊田　勝子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０７号
北海道小樽市銭函２丁目50番24号
債務者　渡邉　圭子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１号
北海道小樽市長橋４丁目４番４号
債務者　土屋　智子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第６９８号
仙台市青葉区東勝山１丁目18番13号　トーショーレジデンス205
債務者　冨樫香都紗（旧姓鹿野）
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
秋田市雄和椿川字袖ノ沢７番地28
債務者　向川千亜紀
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部